

2023年4月28日

受益者の皆さまへ

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

米国株式インデックス・ファンドの約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「米国株式インデックス・ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、信託約款に所要の変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等については変更ございません。また、本お知らせに關しまして、当ファンド受益者の皆さまのお手続きは不要です。

当ファンド受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解下さいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド
米国株式インデックス・ファンド
2. 変更内容および理由
大口の取得および解約申し込みの上限記載額の撤廃
当ファンドの純資産総額、流動性を鑑みた結果、大口の取得および解約のお申し込みの上限額の記載を撤廃することで、受益者の皆さまの利便性を高めるため。

<交付目論見書 4. 手続・手数料等 お申込みメモ>

	新	旧
購入制限	(削除)	<u>1 億円または 1 億口を超える大口購入には制限を設けることがあります。</u>
換金制限	<u>信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。</u>	<u>1 億円または 1 億口を超える大口換金には制限を設けることがあります。</u>

<信託約款（新旧対照表）>

新	旧
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第 4 項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(一部解約)</p> <p>第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第 4 項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。<u>なお、委託者は、1 億円または 1 億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(一部解約)</p> <p>第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位</p>

新	旧
をもって一部解約の実行を請求することができます。 なお、委託者は、大口の解約請求には、制限を設けることがあります。 (後略)	をもって一部解約の実行を請求することができます。 なお、委託者は、 <u>1億円または1億円を超える大口</u> の解約請求には、制限を設けることがあります。 (後略)

3. 変更日

2023年6月10日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 **03-4530-7333**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。